

琉球大学学術リポジトリ

「米穀自治管理法案の要旨 附米穀統制法中改正法律案 粳共同貯蔵助成法案」 農林省米穀局

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 昭和十年十月 裏表紙がとれている 資料形態 : B5冊子, 矢内原忠雄, 台湾, 米穀自治管理法, 法律, 農林省, 米穀局 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38221

矢内原忠雄文庫

史料名	昭和十年十月「米穀自治管理法案の要旨 附米穀統制法中改正法律案 粳共同貯蔵助成法案」 農林省米穀局
封筒番号	322
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成17年11月16日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号： 322

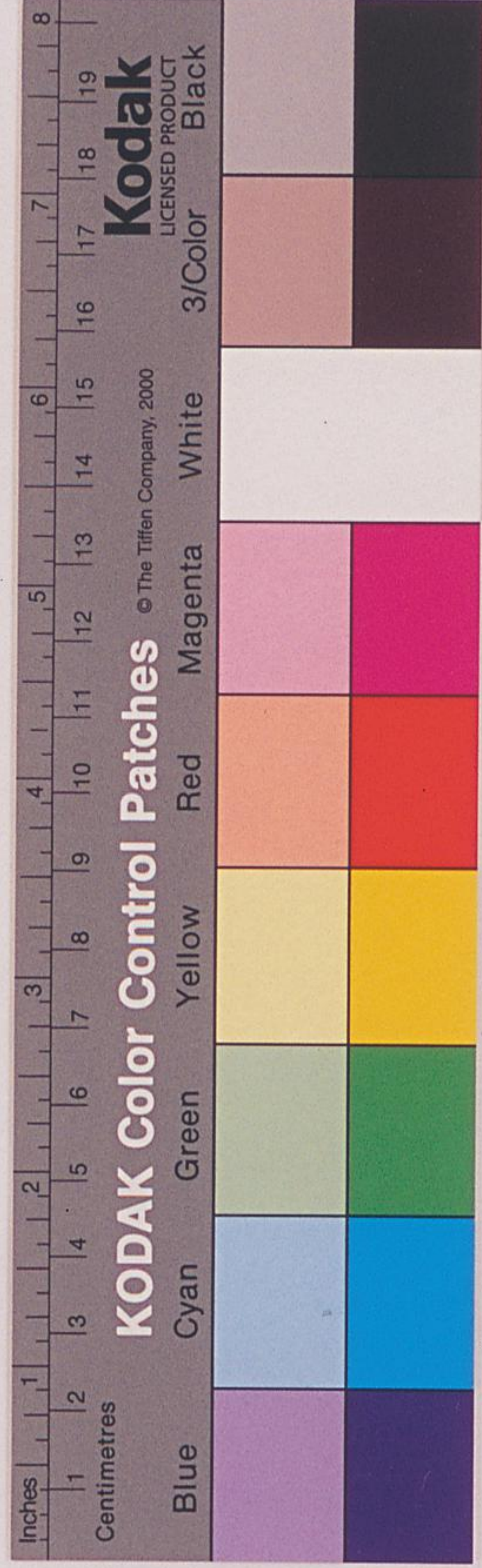
史料名	昭和十年十月「米穀自治管理法案の要旨 附米穀統制法中改正法律案 粃共同貯蔵助成法案」農林省米穀局
資料形態	B5冊子
枚数	10
頁数	20
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	台湾 裏表紙がとれている 今泉分類記号： P

昭和十年十月

米穀自治管理法案の要旨

附 米穀統制法中改正法律案
 米穀共同貯藏助成法案

農林省米穀局



本冊子は米穀自治管理法案外二案の趣旨を明にする爲謄寫に代へ印刷に付したるものなり

米穀自治管理法案の要旨

附 米穀統制法中改正法律案
 穀共同貯藏助成法案

我國に於ては米穀は國民の半數を占める農家の主要生産物であるのみならず國民の主要食糧として國民生活に重大な關係を有するものであるから、其の數量及價格の調節を圖ることは極めて緊要なことである。故に政府に於ても從來米穀の調節に付ては多大の努力を拂ひ幾多の方策を實行し來り現在に於ては米穀統制法其の他の運用に依り米穀の統制に努めて居る次第であるが、近年朝鮮米及臺灣米の内地へ移入せられる數量が年々躍進的に増加して來た結果朝鮮米及臺灣米に關しても適切な方策を講じない限り米穀の統制は徹底し得ない状態にあるのである。政府に於ても内地及朝鮮臺灣を通じて米穀を適當に調節することは極めて必要と認めるのである。然し乍ら此の問題は關係が複雑廣汎に亘つて居り遽に適當な方策を得難い事情があつた爲第六十五回帝國議會に於ては取敢へず臨時應急の施設として臨時米穀移入調節法の制定を見たのであるが其の審議に當り政府は速に現行制度を改正し内地外地を通じ一貫した米穀根本對策を樹立すべき旨の貴衆兩院の附帶決議があり、又其の後の米穀事情、米穀統制法施行の經過及其の國家財政上に及ぼす影響等に鑑み更に新なる米穀對策を樹立するの

必要を切實に認めため政府は昨年九月内閣に米穀對策調査會を設置し同調査會の答申に基き米穀自治管理法案外二案を立案するに至つた次第である。

第一 米穀自治管理法案

本法案は内地及朝鮮臺灣を通じて米穀の供給が過剰である場合に之を統制する爲米穀の自治的管理を行はしめることを以て其の目的とするものである。

從來我國に於ける米穀調節に付ては米穀法實施以來主として政府の力に依つて之を行ひ來つたのであるが、それでは國家の財政上の負擔が増加する許りでなく調節の圓滑を期する上に於ても不十分な憾がある。又近年に於ける内地及朝鮮臺灣を通ずる米穀の供給の増加殊に朝鮮又は臺灣からの内地への移入數量の急激なる増加に依つて供給過剰の結果を來し、若し一朝大豐作にても際會する様なことがあれば、米穀の非常な供給過剰となり米價を低落せしめ、生産者は勿論米穀の取扱業者其他經濟界一般に對しても甚しい悪影響を與へることになるから

- (一) 過剰米のある場合には政府に於て調節する外内地及朝鮮臺灣を通じて生産者の團體又は米穀取扱業者の團體等民間の團體をして自治的に米穀の貯藏を行はしめ
- (二) 米價が標準最低價格より一定の程度値上りした場合には貯藏を解除することとし

政府の政策と相俟つて米穀統制の目的を達し度いと云ふのが本法案の趣旨である。即ち内外地一貫した方針に基いて民間に於て自治的に過剰米穀の統制を行ふことが本法案の特色である。而して其の効果としては左の如き諸點を擧げ得る。

- (一) 米穀の市場に出廻る數量を調節する結果過剰米に依る米價の下落を防止すること
- (二) 米價が一定の程度に上れば貯藏の解除に依り賣却し得るから政府が買上を行ふ場合に比して消費者に取り有利であること
- (三) 自治的に貯藏せしめることに依り政府の買入數量は減少する結果國家の財政上の負擔を軽減し得ること

次に本法案の内容の大體を説明すると

一 過剰數量及統制數量は如何にして決めるか

政府は毎年米穀年度の初即ち十一月中に内地及朝鮮臺灣の全體を通じて、米穀豫想收穫高及十一月一日の米穀現在高を供給に立て、過去の消費狀況を參酌して定めた消費見込高及理想持越高を需要に立て、其の米穀年度の需給推算を行つて見るのである。

備考 米穀豫想收穫高は内地及朝鮮に於ては米の出來るのは同時期であるから毎年十一月に調査せられる豫想收穫高に依ることが出来るが、臺灣米は年二回の收穫で第二期作は内地朝鮮と略々同時期であるが第一期作は翌年の夏收穫されるものであるから十一月に推算するには推定額を用ひる外はない。

此の需給推算の結果米穀の供給が多くて過剰數量の生ずる見込の場合は、其の數量の範圍内で一定數量を定めて之を内地及朝鮮臺灣に割當て、統制せしめることになるのである。

二 統制數量は如何なる割合で内地及朝鮮臺灣に割當てるか

一に述べた一定數量の内地及朝鮮臺灣に對する割當の割合は内地及朝鮮臺灣の米穀管外移出數量の増加趨勢の外に米穀管外移出數量及米穀收穫の豊凶をも參酌して定めることになつて居る。之は内地市場に米穀の供給が急激に増加して供給の過剰を生ずるに至つたことが米穀統制の必要を生じた原因であるから、此の過剰米穀を統制する爲に割當てる割合は主として内地及朝鮮臺灣各地域の管外移出米穀の増加の趨勢を標準とし其の外に内地及朝鮮臺灣の管外移出數量の狀況、作柄の關係等をも參酌して決定するのが最も妥當であるとせられたのである。而して當分の内は内地三割五分、朝鮮四割三分、臺灣二割二分の割合に依ることとなつた。例へば假に統制する數量が五百萬石であるとすれば内地に於ては百七十五萬石、朝鮮に於ては二百十五萬石、臺灣に於ては百十萬石を統制することとなるのである。尙内地及朝鮮臺灣の作柄が異常な場合等には其の關係を參酌して多少此の割合を變更し得ることとなつて居る。

右に述べた内地及朝鮮臺灣の全部を通ずる米穀の需給推算、過剰米として統制する數量及其の數量を内地及朝鮮臺灣に割當てる割合は米穀自治管理委員會を設け之に諮問して定めることになつ

て居る。

三 統制は如何なる團體に依つて行ふか

以上述べた所に依つて内地及朝鮮臺灣に割當てられた過剰米穀の統制を行ふ機關としては内地及朝鮮臺灣に一定地域（内地に於ては市町村、朝鮮に於ては府郡島、臺灣に於ては廳又は郡市の區域）を區域として米穀生産者等を以て組織する米穀統制組合を設立せしめる。尙此の組合の相互の連絡を圖り其の機能を十分發揮させる爲に上級團體として地方米穀統制組合聯合會の制度を設けて之を統轄せしめるのである。

四 米穀統制組合は必ず設けなければならないか

内地に於ては生産者の團體として、産業組合が相當發達して居るから米穀を取扱ふ販賣組合の設置せられて居る市町村では新に米穀統制組合を設けなくとも、米穀販賣組合が右の米穀統制組合の事業を代行することが出来ることとなつて居る。又道府縣米穀販賣組合聯合會は地方米穀統制組合聯合會の事業を代行すること出来るのである。尙農會も米穀統制組合又は其の事業を行ふ販賣組合の無い市町村に於ては米穀統制組合の事業を代行し得ることとして居る。朝鮮及臺灣に於ても米穀を取扱ふ産業組合又は農會は米穀統制組合の事業を代行することが出来ることとなつて居る。而して米穀統制組合及其の聯合會の事業は重要なものであるから、以上の孰れの場合に

於ても其の事業を代行するには行政官廳の許可を受けなければならないのである。

五 内地及朝鮮臺灣に於て統制する數量は如何にして統制團體に割當てるか

斯くして統制機關を内地及朝鮮臺灣を通じて系統的に整備すると共に前に述べた方法に依つて内地及朝鮮臺灣に於て統制する數量が決定すると、政府は内地及朝鮮臺灣に於ける各地方米穀統制組合聯合會（又は其の事業を代行する團體）に右の數量を割當て、統制させるのである。而して地方米穀統制組合聯合會（又は其の事業を代行する團體）は各其の所屬の米穀統制組合又は其の事業を代行する團體に對して夫々統制する數量を割當てるのである。

六 米穀統制組合又は其の事業を代行する團體は如何にして割當てられた數量を貯藏するか

米穀統制組合又は其の事業を代行する團體は斯様にして割當てられた數量の米穀を貯藏するのであるが、その爲には是等の團體は割當てられた數量を更に團體員に割當て其の寄託を受けるのである。斯くして是等の團體が貯藏する米穀は内地米の價格が米穀統制法の標準最低價格より一割程度値上りして政府より解除の許可又は命令がある迄は其の貯藏を繼續するものである。

七 貯藏の困難な米穀は如何にするか

政府は米穀統制組合又は其の事業を代行する團體の貯藏能力其の他の事情を參酌して其の貯藏が困難であるを認める部分は希望に依つて買上げるのである。而して其の買上の價格は内地米に付

ては米穀統制法の最低價格に依り、朝鮮米及臺灣米に付ては内地米の最低價格を定める場合と同様の方法に依つて、即ち生産費、物價其の他の經濟事情を參酌して定める價格に依ること、なつて居る。

八 貯藏米穀が年度を越えた場合は如何にするか

前に述べた所に依つて貯藏せられた米穀が次の十月を過ぎても尙解除せられない様な場合には政府は一定價格に依り買入を爲し又は古米格の補償を爲す等適當な處置を講じ生産者、地主が貯藏をした爲に損害を受ける様なことが無い様にするのである。

九 政府は如何なる助成施設を行ふか

政府は貯藏を爲す者に對しては出來得る限り米穀資金を供給し、又統制する米穀の貯藏期間中は金利及保管料に相當する助成金を交付する等の方策を講ずると共に一面公益上必要な監督を爲すものである。

十 第一次の統制を行つた後更に供給が過剩となつた場合は如何にするか

以上述べた如く米穀生産者等の團體をして自治的管理を行はしめるのであるから米穀の市場に出廻る數量を調節し政府買入米の減少を來さしめ米穀統制上相當の效果があるものと認められるのである。然し乍ら此の統制の基礎となつて居る需給推算は、第二回豫想收穫高、過去の消費狀況を

參酌して定めた消費見込高等を基礎として毎年十一月に行ふのであるから、其の後の天候の如何に依つては實際の收穫高が第二回豫想收穫高より遙かに増加することがあるし又消費の減退等の爲に更に米穀の供給過剰を來すことがあり得るが斯様な場合には更に統制を行ふ必要があるのである。

仍て第一次の統制を行つても尙米穀の供給が著しく過剰で米價が標準最低價格を下り又は下らんとする場合には政府は前に述べた米穀自治管理委員會に諮問して更に米穀生産者の團體及米穀取扱業者の團體に對して一定數量を限り統制を命ずることが出来ること、せられたのである。斯様な場合には米穀は既に生産者の手を離れて取扱業者の手に移つて居るものもあるから米穀取扱業者の團體をも加へて統制の徹底を期したのである。

十一 生産者の團體及取扱業者の團體に依る統制は如何にして行ふか

此の統制を行ふ場合は生産者の團體は前に述べた團體に依るのであるが米穀取扱業者の團體は大體内地に於ては小樽、酒田、新潟、東京（横濱を含む）、名古屋、大阪、京都、神戸、廣島、下關、門司、熊本等の主要米穀集散地に於ける問屋、卸賣商等の内で一箇年間に一定の數量以上の取扱を爲す米穀商を以て組織せしめるのである。併し米穀取扱業者の組織する商業組合又は重要物産同業組合は行政官廳の許可を受けて右の團體の事業を代行することが出来ること、なつて居る。

其の統制の方法及政府の助成施設等は前に述べた統制の場合と大體同一であるが、貯藏の困難な米穀を團體の希望に依つて政府が買上げる價格は朝鮮米及臺灣米に付ては前の場合と異り、標準最低價格、内地米との格差、運賃諸掛等を參酌して定める價格の範圍内に於て時價に準據して定めるのである。

米穀自治管理法案の内容は大體以上の様な仕組であつて、要するに、我國に於ける米穀需給の状況は前にも述べた通り近年朝鮮米や臺灣米の移入の急激な増加に因つて供給過剰を來しつゝ、ある有様で、之が爲に一旦豊作でもあれば甚しく過剰米を生じ米價の暴落を來し生産者のみならず米穀取扱業者其他經濟界一般に對して多大の打撃を與へることになるから、本法案は此の過剰米穀を調節する目的を以て立案せられたものである。然るに世上本法案に對して或は米穀取扱業者の蒙る影響を考慮し、或は米穀生産者又は消費者等の利害を打算し其他種々の見地から反對論を爲す向もある様であるから茲に其の主なるものに對する説明を附加して置くこととする。

一 本法案は米穀取扱業者に惡影響を與へるものであるか

本法案に依る過剰米穀の統制は米穀取扱業者の營業の範圍を縮少せしめ多大の惡影響を與へるものであると云ふ反對論があるが、本法案は過剰米穀のある年に限り統制を命じ而も統制を命ずる數量は過剰米穀の數量の範圍内に於て定めるのであつて、需給の均衡を得て居る場合は統制を行

はないのであるし、又統制を命ずる場合に於ても過剰米穀以外の米穀即ち全體の供給數量の大部分を占める米穀は従來通自由取引に委ねられるものであるから、本法案に依つて米穀商の營業の範圍を縮小さしめ悪影響を與へると云ふ様なことはあり得ないのである。

二 米穀販賣組合が米穀統制組合の事業を代行することは米穀取扱業者に悪影響を與へるものであるか

本法案が米穀取扱業者の營業に悪影響を與へると云ふ反對論の主要な理由として米穀販賣組合が米穀統制組合の事業を代行し得ることとなつて居る爲内地に於ては米穀販賣組合が大部分米穀統制組合の事業を行ふに至り、其の結果米穀販賣組合は過剰米穀のみならず全部の生産米を取扱ふこととなり米穀商に悪影響を與へると云ふのであるが、米穀統制組合は過剰米穀の貯藏又は政府に對する賣渡を行ふに過ぎないものであつて米穀販賣組合が其の事業を代行する場合でも、米穀統制組合が行ふ仕事の範圍に過ぎないのであるから、販賣組合の機能が従來に比して別段擴充するものではなく、従つて米穀商の營業に悪影響を與へる様なことはないのである。

三 本法案は國庫の負擔を生産者に轉嫁するものであるか

本法案は國庫の負擔を生産者に轉嫁するものであると云ふ反對論があるが、生産者は貯藏に伴ふ經費に對し金利、保管料の補助、米穀資金の融通の外必要があれば倉庫の建築費の助成をも受け

ることになつて居るから何等損失は無いのみならず米價が一定の程度値上りした際には貯藏米は解除せられて自由に賣却其の他の處分を認められることになるから却つて利益を得るのである。若し次の十月を過ぎても解除されないものがあれば政府は其の米穀を一定價格で買入れるとか古米格を補償するとか云ふ適當な處置を講じ生産者に迷惑は掛けないのである。

四 本法案は米價を釣上げて一般消費者、小農に苦痛を與へるものであるか

本法案は米價を釣上げて一般消費者、小農に苦痛を與へるものであると云ふ反對論があるが本法案は米穀の供給が過剰で米價が下落せんとする場合に之を防止することを目的とするものであつて米價を釣上げることが目的とするものではないのである。即ち米穀統制法では最低價格で政府が買入れた米穀は米穀保管上必要な整理賣却又は買換を爲す場合を除く外は最高價格に依る買入の申込がなければ賣却出来ないのであるが、本法案に依つて貯藏した過剰米穀は米價が標準最低價格より一割程度値上りすれば貯藏の解除を認めるのであるから、需給の關係が圓滑となり却つて消費者、小農に取つても有利であることは明瞭である。

五 需給推算の結果に基いて米穀の統制を行ふことは不適當であるか

本法案の基礎を爲す米穀需給推算は其の的確を期することは不可能であり従つて需給推算に基いて米穀の自治的管理を行つても其の効果を期待し得ないのみならず法制を以て需給推算の結果に

二二
基き統制を行ふことは不可であると云ふ論があるが、米穀需給推算是既に米穀法當時から米穀政策の運用に用ひて來たのであり、殊に政府は最近米穀生産高及米穀現在高の調査方法を整備して一層其の的確を期して居るのであるから政策の運用に支障を來すものとは考へられないのである。又最初に統制を命じた後の生産額の増加、消費の減退等の爲に當初の需給推算と異つて更に過剰米穀が生じた場合に於ては更に統制を命ずる方法があるから何等支障を來さないし、之と反對に統制後過剰米穀の數量が當初の需給推算より減少した場合には貯藏の解除を爲す方法があるから之亦差支を生じない譯である。

六 内地及朝鮮臺灣を通じて過剰米穀を統制することは不適當であるか

更に又内地には過剰米穀と云ふものはないのであつて外地米の移入額が激増した結果過剰米穀が生ずるのであるから外地米の移入を統制すべきであると思ふ論があるが、之は生産條件、米穀事情を異にする點から考へれば相當の理由あるものと思はれるが、現在の米穀事情に於ては却つて内地及朝鮮臺灣を通じて過剰米穀を統制することが米穀統制の目的を有効に達し得る點に於て適當と認められるのである。

第二 米穀統制法中改正法律案

本法律案は次の三點に付て米穀統制法を改正せんとするものである。

其の一は米穀の出廻期間中は毎月金利及保管料を最低價格に加算し月々最低價格を高めて行くこととする點である。

米穀統制法に於ては、公定價格は毎年十二月に米穀生産費、物價其の他の經濟事情を參酌して決定し原則として之を一年間を通じて適用することになつて居るが、元來農家は動もすれば出廻期に於ては米の賣急ぎをして米價を低落せしめる傾向があり、最低價格に依る政府への賣渡申込も最低價格が一年間を通じて同一である爲に一時に殺到する傾向が見受られるのである。然るに本案の如く出廻期間中即ち一月より三月迄位の期間は毎月最低價格に金利と保管料を加算し、月々其の金額丈最低價格を高めて行くことによれば、勢ひ生産者に安心を與へることになるから或程度は從來の賣急ぎの弊が防止せられることになり、惹ては政府の最低價格に依る買入數量も減少し其れ丈國庫の負擔も軽減せられることになるものと認められるのである。

例へば十二月に最低價格が假りに石當二十四圓と決定せられたものとし、金利及保管料の合計額を假りに十錢とすれば一月の最低價格は二十四圓に金利と保管料の加算せられた二十四圓十錢となり、二月の最低價格は一月の最低價格に金利と保管料を加算せられた二十四圓二十錢となり、三月の最低價格は同様にして二十四圓三十錢となる、又金利と保管料の合計額を假りに十五錢とすれば、

一月の最低価格は右と同様にして二十四圓十五錢、二月は二十四圓三十錢、三月は二十四圓四十五錢となるのである。而して四月以後は三月の最低価格が引續き適用されることになるのは勿論である。

其の二は非常災害等の場合政府所有米を賣渡して應急の措置を爲し得る途を開く點である。

米穀統制法に於ては最低價格で買入れた米穀は米穀保管上必要な整理賣却又は買換の場合を除く外、最高價格に依る買入の申込があつた場合でなければ賣渡すことが出来ないものであるが、從來の經驗に徴するに或は三陸地方の津波とか、或は函館の大火災とか云うやふな非常災害等が発生した場合には、米穀の配給上政府所有米を以て應急の處置を必要とする場合を來すことがないでもないから、斯る場合に處する爲に政府米を時價に準據した價格で賣渡し得る途を新に開かんとするのである。而して本改正に依つて賣渡すには災害事變其他避くべからざる事由のあることを要するは勿論であるが、假令左様な場合でも其の賣渡に依つて米價に悪影響を及ぼすやうな場合には米穀統制法の建前の上から當然差控へなければならぬし、其の賣渡し得る數量も政府が所有して居る總數量から最高價格を維持して行くのに必要な數量を差引いた残りの數量の範圍内でなければならぬことになつて居る。尙又賣渡した後の配給も充分其の目的を達するやうに行はれることが必要であるから賣渡の相手方は道府縣に之を限定したのである。

其の三は小麥及小麥粉の輸入制限及關稅の増減免除を爲し得る途を開く點である。

米穀統制の徹底を期する爲には米穀の需給に關係の深い代用食糧に付ても統制を及ぼし得ること、する必要があるので、現在米穀統制法に於て粟、高粱、黍に付て行つて居ると同様な趣旨で、米穀の統制を圖る爲特に必要のある場合には期間を定めて、小麥及小麥粉の輸入制限及關稅の増減免除を爲し得ることとしたのである。

第三 糶共同貯藏助成法案

昭和五年及昭和八年の大豐作に際して糶の共同貯藏を奨励し相當の効果を收めたことは周知の事實であるが、本法案は之を恒久的施設として行ふ爲糶の共同貯藏を行はしめんとするのである。即ち是は米穀統制法等に依る出廻調節と相俟つて米穀の市場に出廻る數量を調節し、米穀の統制を期し國家財政上の負擔を軽減せんとする趣旨であると共に凶作等の場合には食糧の供給に役立つものであるから、備荒貯蓄の制度としても極めて有効な施設である。

右の實行方法として産業組合、農會、農事實行組合、市町村等の團體に、其の希望に依つて糶の共同貯藏を行はしめ、其の貯藏糶は一定條件を具備した場合即ち例へば米價が標準最低價格より一割以上値上りして政府より解除の許可があつた場合等の外は貯藏の解除を爲さしめないこととするも

説明
ターゲット

この原本
は、破損の
まま撮影し
ます。



のである。
而して其の奨励方法としては政府は貯蔵團體に對し助成米として金利及保管料に相當する政府所有米を交付して貯蔵を助成する外、出來得る限り貯蔵資金を融通する等貯蔵の便宜を圖ることゝなつて居る。

説明
ターゲット

この原本
は、破損の
まま撮影し
ます。

